

宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱

平成19年 7月23日
改正 平成19年10月26日
改正 平成23年 4月 1日
改正 平成26年 8月 1日
改正 令和元年10月 1日
改正 令和 2年10月 1日
改正 令和 3年 8月19日
改正 令和 5年 8月28日

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）は、宮崎県内で発生した自然災害（被災者生活再建支援法第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）により、住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、被災市町村に対し宮崎県・市町村災害時安心基金支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象市町村及び交付額)

第2条 支援金の交付対象市町村及び交付額は、次のとおりとする。

(1) 交付対象市町村

自然災害により、宮崎県内の市町村に居住する者の住家が全壊若しくは大規模半壊、中規模半壊又は半壊（床上浸水を含む（以下同じ。））の被害を受けた場合における当該市町村

(2) 交付額

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」で規定され、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当）」で調査方法や判定方法が示されている住家の損害割合による被害認定基準の区分によって、交付額を次のように定める。

住家の全壊世帯数に20万円を、大規模半壊世帯数に15万円を、中規模半壊世帯数又は半壊世帯数に10万円を乗じた額の合計額

(支援金の交付の申請)

第3条 支援金の交付の申請をしようとする市町村は、支援金交付申請書（別記様式第1号）を理事長に提出しなければならない。なお、交付対象になるのは、自然災害の発生した日から起算して13月を経過する日までに市町村に申請されたものとする。

(支援金の交付の決定)

第4条 理事長は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定を

するものとする。

2 前項の審査に当たっては、宮崎県・市町村災害時安心基金運営委員会の意見を聴かなければならない。

(支援金の交付決定の通知)

第5条 理事長は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 支援金の交付の申請をした市町村は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、支援金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

(変更交付申請)

第7条 支援金の交付の申請をした市町村は、第5条の規定による通知を受けた場合において、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、支援金変更交付申請書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 理事長は、支援金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により市町村が被災者へ支援金を交付する事業（以下「支援事業」という。）の全部又は一部を実施できなくなった場合には、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取り消し又は変更に当たっては、宮崎県・市町村災害時安心基金運営委員会の意見を聴かなければならない。

(支援事業の遂行等)

第9条 市町村は、この要綱の定め並びに支援金の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行なわなければならない。いやしくも支援金の他の用途への使用をしてはならない。

2 市町村は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ理事長に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 第三条の規定により理事長に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 支援事業の遂行が困難となったとき。

(状況報告)

第10条 理事長は、市町村に対し、支援事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第11条 理事長は、必要に応じて支援事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

(支援金の交付方法)

第12条 この支援金は、概算払により交付する。

(実績報告)

第13条 市町村は、支給事業が完了したときは、支援金実績報告書（別記様式第4号）を、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに、理事長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定等)

第14条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、その旨を当該市町村に支援金交付確定通知書（別記様式第5号）により通知する。

2 前項の審査に当たっては、宮崎県・市町村災害時安心基金運営委員会の意見を聴かななければならない。

(支援金の交付の決定の取消し)

第15条 理事長は、市町村が第9条の規定に違反したときは、市町村に対し、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第16条 理事長は、支援金の交付の決定を取消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還させるものとする。

2 理事長は、市町村に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分を返還させるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行し、平成19年度に発生した自然災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行し、平成19年4月1日以降に発生した自然災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 様

住 所
市町村長名

印

支援金交付申請書

支援金を下記のとおり交付くださるよう、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱第3条の規定により申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 積算内訳

災 害 名 (罹災年月日)	被害区分	被災世帯数 A	1世帯当たり 支援金の額 B	被 害 毎 の 支援金の額 C (A×B)	備 考
	全 壊	世帯	円 200,000	円	
	大規模半壊		150,000		
	中規模半壊		100,000		
	半壊（床上 浸水含む）		100,000		
	合 計				

市町村長 様

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 印

支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった宮崎県・市町村災害時安心基金支援金については、下記のとおり交付することに決定したので、支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定に付した条件

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 様住 所
市町村長名

印

支援金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった支援金について、下記のとおり変更交付くださるよう、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 支援金交付決定額 金 円
- 2 支援金変更交付申請額 金 円
- 3 積算内訳

(1) 交付決定

災 害 名 (罹災年月日)	被害区分	被災世帯数 A	1世帯当たり 支援金の額 B	被 害 毎 の 支援金の額 C (A×B)	備 考
	全 壊	世帯	円 200,000	円	
	大規模半壊		150,000		
	中規模半壊		100,000		
	半壊(床上 浸水含む)		100,000		
	合 計				

(2) 変更交付申請

災 害 名 (罹災年月日)	被害区分	被災世帯数 A	1世帯当たり 支援金の額 B	被 害 毎 の 支援金の額 C (A×B)	備 考
	全 壊	世帯	円 200,000	円	
	大規模半壊		150,000		
	中規模半壊		100,000		
	半壊(床上 浸水含む)		100,000		
	合 計				

様式第4号（第13条関係）

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人宮崎県市町村振興協会
理事長 様

住 所
市町村長名 印

支援金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった支援金について、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱第13条の規定により、その実績を報告します。

記

1 支援金確定額 金 円

2 積算内訳

被害区分	被災世帯数 A		1世帯当たり支援金の額 B		被害毎の支援金の額 C (A×B)	
	交付決定	交付確定	交付決定	交付確定	交付決定	交付確定
全 壊	世帯	世帯	円	円	円	円
大規模半壊			200,000	200,000		
中規模半壊			150,000	150,000		
半壊（床上浸水含む）			100,000	100,000		
合 計						

様式第5号（第14条関係）

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会
理事長 印

支援金交付確定通知書

令和 年 月 日付け宮振発第 号で交付決定をした支援金については、
宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱第14条の規定によりその額を次のとおり
確定したので、同条の規定により通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人宮崎県市町村振興協会
理事長 様

住 所
市町村長名 印

宮崎県・市町村災害時安心基金支援金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宮崎県・市町村災害時安心基金支援金を宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 口座振替申出表示

金融機関の名称	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		